

# 社会福祉法人同仁会給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 職員手当

ア 管理職手当

イ 役職手当

ウ 業務手当

エ 直接処遇手当

オ 地域手当

カ 扶養手当

キ 住宅手当

ク 通勤手当

ケ 超過勤務手当

コ 夜間勤務手当

サ 宿直勤務手当

シ 日勤手当

(ア) 日曜日勤務手当

(イ) 祝日勤務手当

(ウ) 年末年始勤務手当

(エ) 早番勤務手当

(オ) 遅番勤務手当

(カ) マイクロバス運転手当

ス 期末手当

セ 勤勉手当

ソ 単身赴任手当

タ 処遇改善手当

チ 資格取得手当

ツ 調整手当

テ 一時金

(本俸表)

第3条 本俸表は、福祉職等俸給表（別表1）、医療職俸給表(一)（別表2）及び医療職俸給表(二)（別表3）のとおりとし、適用する職員は、下表のとおりとする。

俸給表の種類	適用する職員
福祉職等俸給表	医師、看護師以外の職員
医療職俸給表(一)	医師
医療職俸給表(二)	看護師

(本俸表適用範囲)

第4条 本俸表は、所定労働時間が週当たり平均して40時間の職員に適用する。

2 理事長が必要と認める場合は、所定労働時間が週当たり平均して35時間以上の職員を含めることができる。

3 前項の規定の適用を受ける職員の本俸月額その他の手当の支給額は、理事長が別に定める基準に基づき、職員毎に決定する。

(初任給決定の基準)

第5条 再雇用職員を除く本俸表を適用する職員(以下「常勤職員」という。)の本俸は、職員の資格及び経験等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき、辞令により通知する。

2 本俸表を適用しない職員(以下「時間給職員」という。)の賃金及び諸手当の額は、職員の資格、経験及び勤務内容等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき決定し、労働条件通知書及び雇用通知書により通知する。

(昇給の基準)

第5条の2 昇給は、定期昇給、昇格に伴う昇給、渡りに伴う昇給及び特別昇給とする。

2 昇給は、4月1日(以下「昇給日」という。)に実施する。ただし、別に定めがある場合又は理事長が必要と認めた場合は、昇給日以外の日に実施することができる。

3 定期昇給は、常勤職員が現に受けている本俸の号給を受けるに至ったときから、その号給について12か月の期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させる。

ただし、12か月の間に降格、出勤停止又は減給の懲戒を受けた者並びに昇給日に休職、療養休暇、不妊治療休業、育児休業、介護休業及び産前産後休暇(以下「休職等」という。)中の者は昇給しない。

4 第2項の規定にかかわらず、休職等から復職した常勤職員の定期昇給は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超える場合は、復職した日に2号給上位の号給に昇給させる。この場合、次期昇給日は、復職した日から6月以上経過した日の直近の昇給日とする。

5 休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月以下の場合は、昇給しない。この場合、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超えるの日の直近の昇給日に2号給上位の号給に昇給させる。

6 第3項の規定にかかわらず、人事考課の結果を反映させるため、理事長は別に定める基準に基づき、2号給の昇給以外に、定期昇給停止、1号給の昇給、3号給の昇給又は4号給の昇給とすることができる。ただし、前段規定を適用をした場合において、適用した日から5年間については、理事長が別に定める基準において昇給のランクを同じくする人事考課の結果の場合は、前段の規定を適用しない。

7 満60歳を超える常勤職員は、前3項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日以後は定期昇給しない。

8 昇格に伴う昇給とは、上位の職層に変更するとともに、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいう。この場合、理事長が必要と認めたときは特別昇給を合わせて行うことができる。

9 渡りに伴う昇給とは、職層を変更することなく、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいい、次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。この場合、第6項及び第11項の規定は適用しない。

(1) 別に定める資格を取得したとき

(2) 命令により資格取得した場合で理事長が認めるとき

(3) 人事考課の結果が特に良好であるとき

(4) 他の職員との均衡上必要と認めるとき

(5) その他理事長が必要と認めたとき

10 渡りに伴う昇給は、1回限りとする。

11 特別昇給は、既に前項の規定に基づく渡りに伴う昇給の適用を受けた者が、前項各号(第

3号を除く。)に該当する場合及び次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。

- (1) 就業規則第10条及び第11条に規定する定年退職又は勸奨退職するとき
  - (2) 就業規則第11条に規定する退職する場合で、第7項の規定に基づき定期昇給がなかった期間があるとき
  - (3) 調理員が調理師資格を取得したとき
  - (4) 命令により異動したとき
  - (5) その他理事長が必要と認めたとき
- 12 昇格に伴う昇給又は渡りに伴う昇給を定期昇給と合わせて実施する場合は、定期昇給させる前の本俸により直近上位の等級の号給を決定し、その号給から定期昇給させるものとする。
- 13 就業規則第3条の2の規定に基づき、無期労働契約雇用に転換した契約職員については、前項までの規定を適用せず、前条の規定に準じて毎年度の4月1日に給与額を決定し、雇用通知書により通知する。
- 14 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。  
(降給の基準)

第5条の3 降格に伴い降給する場合は、現に受けている本俸の等級から直近下位の等級において同額又は直近下位の号給に決定する。

- 2 降格に伴う降給と定期昇給を合わせて行う場合は、前項の規定により決定した等級の号給から昇給させるものとする。  
(給与の支払)

第6条 本俸月額、管理職手当、役職手当、業務手当、直接処遇手当、地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当、処遇改善手当、資格取得手当及び調整手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。

- 2 月の途中の退職、採用又は休職等(不妊治療短時間勤務、育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等を含む。)により勤務しない日または時間(公休日を除く。)がある月の給与は、本俸月額、管理職手当、役職手当、業務手当、直接処遇手当、地域手当、単身赴任手当、処遇改善手当、資格取得手当及び調整手当については、それぞれの月額を当該月の公休日を除いた日数に一日当たりの勤務時間を乗じた時間(月在職時間という。)で除した金額に、月在職時間から勤務しない時間を減じて得た時間で乗じた額と合わせて、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。
- 3 職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末までの給与を支給する。  
(管理職手当)

第7条 就業規則第3条第3項に掲げる参事、副参事及び参事補に、次に掲げる管理職手当を支給する。

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 参事(理事長を兼務する者)  | 月額100,000円 |
| (2) 参事(常務理事を兼務する者) | 月額 90,000円 |
| (3) 参事             | 月額 80,000円 |
| (4) 副参事            | 月額 60,000円 |
| (5) 参事補            | 月額 50,000円 |

- 2 組織及び管理規則第3条第1項に規定する施設を兼務している参事及び副参事に、月額5,000円を加算して支給する。  
(役職手当)

第8条 社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主 任		30,000円
グループ長		20,000円
副グループ長		10,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員 フォスターリング専門員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	25,000円
	それ以外の者	20,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円
児童発達支援管理責任者		20,000円

- 2 前項に掲げる特定職を同一職員が複数兼ねる場合の役職手当月額の額は、それぞれの役職手当月額の合計額とする。ただし、合計額の上限は、45,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる主任がグループ長を兼ねる場合は、グループ長に係る役職手当は支給しない。

（業務手当）

第9条 業務手当は、職員のうち組織及び管理規則第5条に規定する直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、月額20,000円を上限とする。この場合、業務手当の金額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

- 2 業務手当は、管理職員及び時間給職員には支給しない。
- 3 業務手当の月額を、次の各号に掲げる計算式による金額とする。
  - (1) 入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターに勤務する職員
$$2,000円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$$
  - (2) 前号以外の施設に勤務又は事業に従事する職員
$$500円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$$
- 4 年度の途中採用、休職等又は育児短時間勤務等により勤務をしない日又は時間がある場合は、勤務をしなかった日又は時間を前項の毎年4月1日現在における勤続年数から除算する。
- 5 前項の規定により第3項の毎年4月1日現在における勤続年数に端数がある場合は、その端数が6月を超えるときは1年とする。
- 6 第3項第1号に規定する施設と第2号に規定する施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 7 前項において、年次有給休暇がを取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

（直接処遇手当）

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターの常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる施設に勤務する職員に右欄に掲げる率を本俸に掛けた金額を支給する。

勤務施設	地域手当率
水戸市内の施設	4%
つくば市内の施設	6%

- 2 地域手当が支給されない施設と地域手当が支給される施設又は地域手当率の異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて前項の規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 3 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、時間給職員を除く。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、社会福祉法人同仁会定款施行細則別表1に規定する専決権者（以下「専決者」という。）の認定を受けた者をいう。ただし、5人を限度とする。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 父母及び祖父母並びに同居の義父母及び同居の義祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者
- 3 次に掲げる者は、扶養手当支給対象の扶養親族に含まれないものとする。
  - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - (2) 年額130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者
- 4 扶養手当の月額、次のとおりとする。

区 分	扶養手当月額	備 考
配偶者	10,000円	扶養親族の子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は1人につき、3,000円を加算する。
子1人目	11,000円	
子2人目	7,000円	
子3人目から	5,000円	
父母1人（配偶者がいる場合）	6,500円	
父母1人（配偶者がいない場合）	11,000円	
その他 兄弟姉妹等1人	6,500円	

- 5 扶養手当の支給を受けようとする者は、別に定める扶養手当申請書に扶養親族を証明する書類を添付して専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに扶養の要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、扶養の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。なお、休職等により本俸が支払われなくなった場合は、支給しない。

(住宅手当)

第12条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、時間給職員を除く。

- (1) 家族（配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とともに居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である職員
  - (2) 勤務施設から通勤距離が15Km以内の区域に自らが居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である単身職員。ただし、勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。
  - (3) 家族以外の者と同居し、家賃の全部又は一部を支払う前2号の規定に準ずる職員
  - (4) 前2号以外で、理事長がやむを得ない特別の事由があると認める職員
- 2 住宅手当の月額額は、次のとおりとする。

区 分		住宅手当月額
借家等	21,000円以下の家賃	支払っている家賃の額
	21,000円を超える家賃	次の計算式により算定した額。ただし、34,000円を上限とする。 $21,000円 + (家賃 - 21,000円) \times 1/2$

- 3 前項の家賃には、共益費、駐車場料金等を含まないものとする。
- 4 住宅手当の支給を受けようとする者は、別に定める住宅手当申請書に賃貸借契約書及び住民票記載事項証明書を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 5 住宅手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。なお、休職等により本俸が支払われなくなった場合は、支給しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、4月1日採用予定者が、採用予定日の前月に事前研修のため転居後に10日以上出勤したときは、第1項第2号の規定による住宅手当を支給する。この場合、第4項の規定を準用する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、自宅と勤務先の間を徒歩で通勤したと仮定した場合において2km以上の距離があり、かつ2km以上の区間で交通機関、自転車、バイク又は自家用自動車を利用して通勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、平均して週5日未満の勤務する者の通勤手当の額は、勤務の態様及び通勤用具等に応じ、職員毎に理事長が定め、雇用通知書により通知する。

区 分	通勤手当月額
交通機関利用	定期利用の1か月料金の額
自転車、バイク(100cc未満)利用	片道1kmにつき 300円
バイク(100cc以上)、自家用自動車利用	片道1kmにつき 600円
高速自動車道路等の利用料金	通勤21回分の利用料金の1/2の額

- 2 前項の通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- 3 通勤手当に係る通勤距離は片道の距離とし、1km未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとする者は、別に定める通勤手当申請書に交通機関利用者は1か月の定期券の写し（1か月の勤務日数が少なく、定期券を利用しない方が低額な場合は、添付の必要は無い。）を、バイク又は自家用自動車利用者は対人賠償責任保険証書（対人賠償額が無制限のものに限る。）を添えて専決者に提出し、承認を受けなければならない。

- 5 高速自動車国道等の有料の道路を利用できる者は、片道の通勤距離が40Km以上あり、かつ、当該道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離と比して、10Kmを超えて通勤距離が長くない者とする。
- 6 通勤手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。なお、月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しない場合は、支給しない。
- 7 通勤手当の額が異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて第1項から前項までの規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 8 前項において、交通機関を利用する場合は、通常の往復乗車料金に割り振られた勤務日数を乗じた金額とする。
- 9 第6項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

（超勤手当）

第14条 超勤手当は、所定労働時間を超えて勤務命令を受け勤務した職員に対し、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げるものとする。

(1) 1か月の超過勤務の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月26日から翌月25日までとする。

- ア 超過勤務45時間以下・・・・・・・・・・25%
- イ 超過勤務45時間超～60時間以下・・・・・・・・・・35%
- ウ 超過勤務60時間超・・・・・・・・・・50%
- エ ウの超過勤務のうち代替休暇を取得した時間・・・35%

（残り15%の割増賃金は代替休暇に充当する。）

(2) 1年間の超過勤務の時間数が360時間を超えた部分については、40%とする。この場合の1年は毎年4月1日を起算日とする。

(3) 超過勤務に対する割増賃金の計算において、第1号及び前号のいずれにも該当する超過勤務の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

2 超勤手当は、次の算式により計算して支給する。

(1) 超過勤務が1か月45時間以下の部分

本俸+諸手当（扶養手当、住宅手当、通勤手当、一時金、期末勤勉手当を除く。  
以下この項において同じ。）

---

170

×1.25×時間数

(2) 超過勤務が1か月45時間超60時間以下の部分

$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$

(3) 超過勤務が1か月60時間を超える部分

$\frac{\text{本俸+諸手当}}{170} \times 1.50 \times \text{時間数}$

(4) 超過勤務が1年360時間を超える部分

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.40 \times \text{時間数}$$

(5) 深夜の超過勤務の割増賃金(22:00から翌日 5:00までの間。この項において同じ。)

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 0.25 \times \text{時間数}$$

(6) 公休日の勤務 (代休日を与えない場合)

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(7) 公休日の勤務 (代休日を与えた場合)

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

(8) 公休日かつ深夜の勤務 (代休日を与えない場合)

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.60 \times \text{時間数}$$

(9) 公休日かつ深夜の勤務 (代休日を与えた場合)

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 0.60 \times \text{時間数}$$

3 超勤手当は、前項第5号に規定する深夜の超過勤務の割増賃金を除き管理職員には支給しない。

(代替休暇)

第14条の2 1か月の超過勤務が60時間を超えた職員に対して、労使協定に基づき、次により代替休暇を与えるものとする。

(1) 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締め切り日の翌日から起算して、翌々月の賃金締切日までの2か月間とする。

(2) 代替休暇は、半日又は1日で与える。この場合の半日とは、午前 8:30~12:30又は午後 13:30~17:30のことをいう。

(3) 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える超過勤務時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率50%から代替休暇を取得した場合に払う割増賃金35%を差し引いた15%とする。また、職員が代替休暇を取得した場合は、取得した時間数を換算率15%で除した時間数について、15%の割増賃金の支払を要しないこととする。

(4) 代替休暇の時間数が半日又は1日に満たない端数がある場合には、その満たない部分についても有給の休暇とし、半日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、前項の割増賃金の支払を要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数を上回って休暇とした部分は算定せず、代替休暇の時間数のみで計算することとする。

2 代替休暇を取得する者は、1か月60時間を超える超過勤務を行った月の賃金締切日の翌日から5日以内に、専決者に申し出ることとする。代替休暇取得日は、職員の意向を踏まえ決定することとする。

3 専決者は、前項の申出があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される割増賃金額を除いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に取得がなされなかった場合には、取得がなされないことが確定した月に係る賃金支払日に残りの15%の割増賃金を支払うこととする。

4 専決者は、第2項に定める期間内に申出がなかった場合は、当該月に行われた超過勤務に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、第2項に定める期間

内に申出を行わなかった職員から、第1項第1号に定める代替休暇を取得の申出があった場合には、専決者の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を精算するものとする。

(夜勤手当)

第15条 夜勤手当は、午後10時から午前5時まで勤務(休憩時間を含む。)した職員に対し、第14条第2項第5号の規定により算出した金額が、6,000円に満たない場合は、6,000円を支給する。

(宿直手当)

第16条 宿直手当は、宿直勤務をした職員に対し、下表により支給する。

宿直区分	宿直手当額
業務宿直	1宿直につき 7,600円
管理宿直	1宿直につき 6,000円

(日勤手当)

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区分	勤務内容	手当額(1勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円
年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早番勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
遅番勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

- 2 早朝勤務と夜間勤務を同一の日において行った場合は、800円を加算する。
- 3 日曜日勤務手当、祝日勤務手当及び年末年始勤務手当は、重複して支給しない。
- 4 日勤手当は、管理職員には支給しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している職員に対して支給する。ただし、時間給職員には支給しない。

- 2 期末手当の額は、基準日ごとに次の計算式により支給する。

$$(\text{本俸月額} + \text{業務手当月額} + \text{扶養手当月額}) \times \text{支給率} = \text{支給額}$$

- 3 期末手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.875	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.900	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.275	12月10日

- 4 勤務停止、休職、療養休暇、不妊治療休業、育児休業、介護休業、介護休暇、子の看護等休業、養育両立支援休暇、生理休暇及び産前産後休業の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった時間として取り扱う。

5 前項の勤務しなかった時間がある場合は、次の計算式により支給する。

基準日	計算式
6月1日	支給額 - $\left[ \text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(182\text{日}-52\text{日}) \times 8\text{時間}} \right]$
12月1日	支給額 - $\left[ \text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(183\text{日}-52\text{日}) \times 8\text{時間}} \right]$

6 期末手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、時間給職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日ごとに次の計算式により支給する。

(本俸月額+業務手当月額+扶養手当月額+管理職手当月額) × 支給率 = 支給額

3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.05	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.075	12月10日

4 勤務停止、休職、療養休暇、不妊治療休業、育児休業、介護休業、介護休暇、子の看護等休暇、養育両立支援休暇、生理休暇及び産前産後休暇の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった時間として取り扱う。

5 前項の勤務しなかった時間がある場合は、次の計算式により支給する。

基準日	計算式
6月1日	支給額 - $\left[ \text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(182\text{日}-52\text{日}) \times 8\text{時間}} \right]$
12月1日	支給額 - $\left[ \text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(183\text{日}-52\text{日}) \times 8\text{時間}} \right]$

6 計算期間内に降格、出勤停止又は減給の懲戒（就業規則第51条第14号に該当する場合を除く。）を受けた職員には、勤勉手当は支給しない。

7 勤勉手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

(単身赴任手当)

第20条 施設等を異にする異動に伴い、異動する直近の住居から異動後の施設等に通勤した場合に60Km以上となる職員で、第12条第1項に規定する住居手当支給対象地域に住居を移転し、次の各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居して生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、異動に伴い配偶者が転居する場合において、配偶者が転居した住宅から異動後の施設等に通勤した場合に60Km未満となるときは単身赴任手当の支給対象としない。

(1) 配偶者が、配偶者の父母又は同居の親族を介護するとき

(2) 配偶者が学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育するとき

(3) 配偶者が引き続き就業するとき

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が認める住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住するとき

(5) その他理事長が配偶者が職員と同居できないと認めるとき

2 単身赴任手当の月額、次のとおりとする。

区分	単身赴任手当月額
異動前の住居と異動後の住居の距離	60Km以上100Km未満 30,000円
	100Km以上 38,000円

3 単身赴任手当の支給を受けようとする者は、別に定める単身赴任手当申請書に支給の根拠を証明する書類を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

4 単身赴任手当の支給は、新たに要件が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その月の属する月）から行うものとする。

（処遇改善手当）

第20条の2 処遇改善手当は、職員の処遇改善を図ることを目的として、次のとおり支給する。ただし、参事、管理宿直員、夜間相談員、学習指導員及びアルバイト職員を除く。

① 同仁東保育園及びゆうゆう館に勤務する職員

区 分	処遇改善手当月額
週40時間勤務職員	9,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額9,000円} \times \left[ \frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

[ ] 内は小数点以下第2位四捨五入

② ①以外の施設に勤務する職員

区 分	処遇改善手当月額
週40時間勤務職員	10,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額10,000円} \times \left[ \frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

[ ] 内は小数点以下第2位四捨五入

2 前項の①に所属する職員が②に規定する施設を兼務する場合は、①に規定する月額を支給し、②に所属する職員が①に規定する施設を兼務する場合は、②に規定する月額を支給する。

（調整手当）

第20条の3 調整手当は、国の処遇改善施策に対応するため、次のとおり支給する。

① 同仁東保育園に勤務する職員。ただし、園長、副園長を除く。

区 分	調整手当月額
企画研修員以上	20,000円
研修員	5,000円

② ゆうゆう館及びくれよんクラブ高萩に勤務する職員。

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	5,000円

③ ①、②以外の施設に勤務する職員

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	3,000円
週30～39時間勤務職員	2,250円

2 所属以外の施設を兼務する場合は、所属する施設の月額を支給する。

3 本俸月額、業務手当、直接処遇手当、地域手当、処遇改善手当及び前項に規定する調整手当を合計した金額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金額との差額を調整手当として支給する。

（資格取得手当）

第20条の4 資格取得手当は、職員の専門性向上を図ることを目的として、国が定めるこども

家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費として適用される保護単価に準じ、こども家庭ソーシャルワーカー資格を取得した職員に次のとおり支給する。ただし、臨海学園、同仁会子どもホーム、同仁会乳児院、内原和敬寮、内原深敬寮、つくば香風寮及びさくらの森乳児院に勤務する職員とする。

区 分	資格取得手当月額
週40時間勤務職員	22,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額}22,000\text{円} \times \left[ \frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

[ ] 内は小数点以下第2位四捨五入

(一時金)

第21条 理事長が常任役員会に諮って適当と認める場合は、次の各号に掲げる一時金を支給することができる。

- (1) 日給等職員のうち所定労働時間が20時間以上の職員に対して、雇用通知書により通知する金額。支給日は期末手当支給日とする。
- (2) 国等の政策に基づき支給する金額等臨時に支給することが必要となった金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (3) 国等の政策に基づき支給すべき金額に不足が発生した場合に必要とする金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (4) 感染症拡大防止対策または大規模災害対策等により、事業継続に要する経費として職員の負担軽減を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (5) 職員間の均衡を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (6) 次の計算により算定する一般退職する職員の退職時における取得していない年次有給休暇の金銭的保障金額。この場合、退職する年度に付与する年次有給休暇の時間数に時間未満の数がある場合は1時間に切り上げし、退職時の本俸月額を時間給にする場合に円未満の数がある場合は1円に切り上げるものとし、その数が負の場合は支給しない。支給日は第6条第1項の規定に準ずるものとする。

$$\left[ \frac{\text{退職する年度の勤務日数} + \text{公休日数}}{365\text{日 (うるう年は}366\text{日)}} \times \text{退職する年度に付与された年次有給休暇時間数} + \right. \\ \left. \text{前年度から繰り越しした年次有給時間数} - \text{退職する年度取に得した年次有給時間数} \right] \times \frac{\text{退職時の本俸月額}}{170}$$

(給与の支払方法)

第22条 給与は、法人が指定する金融機関の店舗において職員が指定する2つまでの口座に全額を送金する。ただし、職員が現金支給を希望し理事長が認めた場合は、現金で支給することができる。

2 前項に規定する口座は、職員名義のものでなければならない。

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものは、必要に応じて給与から支払時に控除する。ただし、法定外控除については職員の過半数を代表する者と協定する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料

- (6) 介護保険料
- (7) 給食費、互助会費その他の法定外控除  
(給与の非常時払い)

第24条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、給与支払日前であっても、既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- (2) 結婚又は死亡の場合
- (3) 出産、疾病又は災害の場合
- (4) 退職又は解雇により離職した場合  
(休業手当)

第25条 職員が業務上の負傷又は疾病により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の60%を支給する。

(財政理由による給与の減額)

第26条 給与支給の財源の減少により、この規則に基づく給与の支払いのための財源が法人全体で不足となり又は不足が見込まれ、かつ当該年度を含めた3年間において収支均衡が見込めないときは、給与を減額する。

2 減額は、次の各号の順に行う。

- (1) 3年以上勤務している職員の昇給の減額又は停止
- (2) 基準賃金、管理職手当及び役職手当の減額  
(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日に在籍していた職員において、平成10年4月1日における給与規則の規定に基づき算定した業務手当額とこの規則に基づき算定した業務手当額とを比較し、この規則に基づき算定した額が下まわる場合は、平成20年3月31日までの間、本俸にその差額(100円未満は切上げ)を加算する。
- 3 この規則の施行日に満55歳を超える職員は、第5条第7項において満55歳と見なす。
- 4 日給等職員がこの規則の施行日前に支給されていた扶養手当、住宅手当及び皆勤手当については、平成26年3月31日までの間、同一条件で雇用継続する場合に限り、各手当相当額を支給する。
- 5 昭和58年4月1日施行の給与規則は、廃止する。

#### 付 則

この規則は、平成17年5月28日から施行する。

#### 付 則

- 1 第16条第1項のマイクロバス運転手当支給に係る勤務内容は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 第18条第3項の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.75	12月10日

#### 付 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成20年度から適用し、平成19年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.725	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.775	12月10日

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条第7項において、この規則の施行日に満60歳を超えている常勤職員は満60歳とみなす。

付 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 第17条第3項に規定する期末手当支給率及び第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成23年度から適用し、平成22年度は次表のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.65	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.7	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.35	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.65	12月10日

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの間は、第13条に規定する22:00 から翌日6:00までの超勤手当の支給率は、改正前の規則第13条に規定する超勤手当の支給率と第14条第1項に規定する夜勤手当の支給率を合計したものとする。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成27年度から適用し、平成26年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.675	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日

付 則

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成28年度から適用し、平成27年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.75	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

付 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第5項の規定のうち定期昇給停止及び1号給の昇給は、平成30年4月1日から実施する。

2 改正前の俸給表の等級と改正後の俸給表の等級の切り替えは次表のとおりとする。

俸給表	旧等級	新等級
福祉職等 俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級
	8等級	8等級
医療職俸給表 (一)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
医療職俸給表 (二)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級

	7 等級	7 等級
--	------	------

3 改正前の俸給表の号給と改正後の俸給表の号給の切り替えは次表のとおりとする。ただし、福祉職等俸給表 5 等級から 8 等級、医療職俸給表（一） 5 等級、医療職俸給表（二） 5 等級から 7 等級の職員の号給の決定は、職員ごとに理事長が行う。

(1) 福祉職等俸給表適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	3	11	7
2	3	5	13	9
3	5	7	15	11
4	7	9	17	13
5	9	11	19	15
6	11	13	21	17
7	13	15	23	19
8	15	17	25	21
9	17	19	27	23
10	19	21	29	25
11	21	23	31	27
12	23	25	33	29
13	25	27	35	31
14	27	29	37	33
15	29	31	39	35
16	31	33	41	37
17	33	35	43	39
18	35	37	45	41
19	37	39	47	43
20	39	41	49	45
21	41	43	51	47
22	43	45	53	49
23	45	47	55	51
24	47	49	57	53
25	49	51	59	55
26	51	53	61	57
27	53	55	63	59
28	55	57	65	61
29	57	59	67	63
30	59	61	69	65
31	61	63	71	67
32	63	65	73	69
33	65	67	75	71
34	67	69	77	73
35	69	71	79	75
36	71	73	81	77
37	73	75	83	79
38	75	77	85	81

39	77	79	87	83
40	79	81	89	85
41	81	83		87
42	83	85		89
43	85	87		
44	87	89		
45	89			

(2) 医療職俸給表(一)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69

36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

(3) 医療職俸給表(二)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63

33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

- 4 この規則の施行日の前日に在職する職員で引き続き勤務する職員のうち、この規則の規定に基づき支給される平成28年4月分の俸給月額（この項において「新俸給」という。）が、改正前の俸給表に基づき平成28年3月分として支給された俸給月額を下回る場合は、平成28年4月分の俸給月額は、平成28年3月分として支給する俸給月額を超える直近上位の額（以下この項において「決定俸給」）とする。この場合、新俸給において、第5条の2第3項の規定に基づき2号給の定期昇給を行った場合の俸給月額と、決定俸給において、1号給の定期昇給を行った場合の俸給月額が同額となるまでの間は、第5条の2第3項の規定に関わらず、決定俸給の定期昇給は1号給とする。
- 5 平成28年度中に新規に採用された職員のうち、初任給が下表左欄の等号給に決定した職員の俸給月額は、上位の等号給への昇給又は給与改定により下表右欄の金額を超えるまで間は、第3条の規定に関わらず下表右欄の金額とおりとする。

特例適用等号給	俸給月額
1等級31号給	168,900円

付 則

- この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成29年度から適用し、平成28年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.8	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- この規則は、平成29年12月1日から施行する。
- 第8条に規定する役職手当及び第9条の2に規定する夜間業務手当の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による役職手当の増額（主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員 各5,000円）及び直接処遇手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

- 4 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成30年度から適用し、平成29年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第9条の2及び第20条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による調整手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から適用する。

付 則

- この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成31年度から適用し、平成30年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.90	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条第4項の規定は、平成31年3月31日付け退職者から適用する。

付 則

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和2年度から適用し、2019年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.925	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.975	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第20条の2第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

- この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 第18条第3項に規定する期末手当支給率は令和3年度から適用し、令和2年度は次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日
研修員以外の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.325	12月10日

付 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和5年度から適用し、令和4年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.95	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

付 則

- この規則は、令和5年12月1日から施行する。
- 第18条第3項に規定する期末手当支給率及び第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和6年度から適用し、令和5年度は次のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.875	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.200	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.250	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.00	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

- この規則は、令和6年12月1日から施行する。
- 第18条第3項に規定する期末手当支給率及び第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和7年度から適用し、令和6年度は次のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.90	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.275	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.025	6月30日

12月1日	6月1日～11月30日	1.075	12月10日
-------	-------------	-------	--------

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

## 社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

令和7年12月1日現在

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級
1		226,300	251,000	268,400	288,800	316,900	338,300	354,400	366,400
2		227,800	252,000	270,200	290,700	319,000	341,100	357,000	369,600
3		229,400	253,100	271,900	292,500	321,100	344,000	359,600	372,900
4		231,000	254,100	273,600	294,300	323,200	346,800	362,200	376,200
5		232,600	255,200	275,300	296,100	325,200	349,600	364,800	379,400
6	190,000	234,200	256,300	277,100	298,000	327,300	352,400	367,400	382,700
7	191,200	235,700	257,300	278,800	299,800	329,400	355,300	370,000	386,000
8	192,300	237,300	258,400	280,500	301,600	331,500	358,100	372,600	389,200
9	193,500	238,900	259,400	282,200	303,400	333,600	360,900	375,200	392,500
10	194,700	240,500	260,500	284,000	305,300	335,600	363,800	377,800	395,800
11	195,800	242,000	261,500	285,700	307,100	337,700	366,600	380,400	399,000
12	196,900	243,300	262,600	287,400	308,900	339,800	369,400	383,000	402,300
13	198,100	244,700	263,700	289,100	310,700	341,900	372,200	385,600	405,600
14	199,200	246,100	264,700	290,900	312,600	344,000	375,100	388,200	408,800
15	200,300	247,500	265,800	292,600	314,400	346,000	377,900	390,800	412,100
16	202,000	248,900	266,800	294,300	316,200	348,100	380,700	393,400	415,400
17	203,600	250,300	267,900	296,000	318,000	350,200	383,600	396,000	418,600
18	205,200	251,700	268,900	297,800	319,900	352,300	386,400	398,600	421,900
19	206,700	253,100	270,000	299,500	321,700	354,400	389,200	401,300	425,200
20	208,400	254,300	271,100	301,200	323,500	356,400	392,000	403,900	428,400
21	210,000	255,600	272,100	302,900	325,300	358,500	394,900	406,500	431,700
22	211,600	256,900	273,200	304,700	327,200	360,600	397,700	409,100	435,000
23	213,100	258,100	274,200	306,400	329,000	362,700	400,500	411,700	438,200
24	214,800	259,300	275,300	308,100	330,800	364,800	403,300	414,300	441,500
25	216,500	260,500	276,300	309,800	332,600	366,800	406,200	416,900	444,800
26	218,200	261,700	277,300	311,300	334,400	368,500	409,000	419,500	448,000
27	219,400	262,800	278,300	312,700	336,200	370,100	411,500	422,100	451,300
28	221,000	263,900	279,300	314,100	337,900	371,700	413,900	424,700	454,600
29	222,600	265,000	280,300	315,500	339,600	373,300	416,000	427,300	457,800
30	224,100	266,100	281,300	316,600	341,300	375,100	418,500	429,900	461,100
31	225,600	267,000	282,200	317,600	343,000	376,600	420,700	432,500	464,300
32	227,200	268,000	283,200	318,800	344,600	378,200	422,600	435,100	467,600
33	228,800	269,000	284,200	320,000	346,200	379,500	424,500	437,700	470,900
34	230,400	270,000	285,200	321,600	347,900	381,100	426,300	440,300	474,100
35	232,000	271,000	286,200	323,200	349,600	382,700	428,100	442,900	477,400
36	233,700	271,900	287,200	324,800	351,200	384,200	429,900	445,500	480,700
37	235,000	272,700	288,200	326,200	352,700	386,100	431,700	448,100	483,900
38	236,300	273,600	289,500	327,800	354,300	388,000	433,500	450,700	487,200
39	237,600	274,400	290,800	329,400	355,900	389,900	435,100	453,300	490,500
40	238,700	275,200	292,000	331,000	357,400	391,700	436,600	456,000	493,700
41	239,800	276,000	293,200	332,400	358,800	393,200	438,100	458,600	496,900
42	240,900	276,700	294,500	334,100	360,500	395,000	439,600	460,700	500,100
43	242,000	277,400	295,700	335,700	362,100	396,700	441,100	463,000	503,200
44	242,900	278,200	296,900	337,300	363,700	398,300	442,400	465,200	506,400
45	243,800	279,000	297,900	338,700	364,800	400,000	443,700	467,600	509,500
46	244,800	279,600	299,100	340,400	366,300	401,400	444,900	469,700	512,800
47	245,800	280,300	300,300	342,100	367,800	402,800	446,100	471,900	515,700
48	246,700	281,100	301,600	343,700	369,300	404,200	447,400	477,200	518,900
49	247,600	281,800	302,900	344,900	371,000	405,600	448,700	482,100	522,100
50	248,400	282,500	303,900	346,800	372,800	406,800	449,900	486,700	525,300
51	249,200	283,200	304,900	348,500	374,400	408,000	451,100	490,700	532,000
52	249,900	283,900	305,900	350,100	376,100	409,000	451,900	494,100	537,100
53	250,500	284,600	307,000	351,600	377,500	410,100	452,700	497,000	541,300
54	251,100	285,300	308,200	353,200	378,800	411,300	453,500	499,500	544,700
55	251,800	286,000	309,300	354,800	380,000	412,400	454,100	501,500	547,900
56	252,400	286,600	310,500	356,400	381,400	413,500	454,700		550,800
57	253,000	287,300	311,600	358,100	382,500	414,200	455,300		553,300
58	253,600	287,900	312,900	359,900	383,400	414,900	455,900		555,300
59	254,100	288,600	314,200	361,700	384,400	415,500	456,600		
60	254,700	289,200	315,500	363,500	385,400	416,200	457,400		
61	255,300	289,900	316,700	365,000	386,200	416,800	457,800		
62	255,800	290,600	318,000	366,400	387,100	417,400	458,500		
63	256,200	291,100	319,300	367,800	388,000	417,900	459,000		
64	256,600	291,700	320,600	369,200	388,800	418,300	459,400		
65	256,900	292,300	321,900	370,700	389,600	418,700	459,800		
66	257,200	293,000	323,100	371,500	390,400	418,900	460,200		
67	257,500	293,600	324,400	372,400	391,200	419,200	460,600		
68	257,800	294,200	325,500	373,400	391,900	419,500	460,900		
69	258,100	294,800	326,400	374,300	392,600	419,800	461,200		
70	258,400	295,500	327,700	375,400	393,300	420,100	461,500		
71	258,700	296,100	329,000	376,300	394,000	420,400	461,800		
72	259,000	296,700	330,300	377,300	394,700	420,700	462,100		
73	259,300	297,200	331,400	378,200	395,200	420,900	462,400		
74	259,600	297,700	332,700	378,900	395,800	421,200	462,700		
75	259,900	298,200	333,900	379,600	396,400	421,400	463,000		
76	260,200	298,800	335,100	380,200	397,100	421,700			
77	260,500	299,300	336,400	380,600	397,500	421,900			
78	260,800	299,900	337,400	381,200	398,100	422,200			
79	261,100	300,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
80	261,400	300,800	339,600	382,500	399,200	422,800			
81	261,700	301,300	340,300	382,800	399,600	423,000			
82	262,000	301,900	341,200	383,500	400,200	423,300			
83	262,300	302,400	341,900	384,200	400,800	423,600			
84	262,600	302,800	342,700	384,800	401,300	423,800			
85	262,900	303,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
86	263,200	303,400	343,900	385,600	402,200	424,300			
87	263,500	303,600	344,400	386,200	402,700	424,600			
88	263,800	303,900	345,100	386,800	403,300	424,800			
89	264,100	304,100	345,900	387,100	403,600	425,000			
再任用	195,800	204,900	232,200	247,100	264,100	286,300	317,800	345,700	387,300

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(一)

令和7年12月1日現在

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	305,600	404,600	461,900	518,300	613,700
2	307,900	407,400	464,100	520,200	619,500
3	310,200	410,200	466,200	522,200	624,500
4	312,400	412,900	468,300	524,100	628,800
5	314,500	415,600	470,300	526,000	632,800
6	318,000	418,300	472,300	527,800	636,200
7	321,500	420,900	474,200	529,700	639,100
8	324,900	423,300	476,100	531,500	641,800
9	328,300	425,600	477,500	533,300	
10	331,800	427,800	479,200	535,500	
11	335,200	429,800	481,000	537,800	
12	338,600	431,900	482,800	540,000	
13	342,000	434,000	484,600	542,200	
14	345,500	435,500	486,300	544,200	
15	348,900	437,000	488,100	546,500	
16	352,300	438,500	489,900	548,600	
17	355,700	439,900	491,700	550,600	
18	358,800	441,300	493,400	552,800	
19	362,000	442,800	495,200	554,900	
20	365,200	444,200	497,000	556,800	
21	368,500	445,500	498,800	558,800	
22	371,600	447,000	500,700	560,700	
23	374,700	448,400	502,600	562,600	
24	377,700	449,800	504,500	564,500	
25	380,800	451,100	506,400	566,200	
26	383,100	452,600	508,100	572,300	
27	385,400	454,000	509,900	577,400	
28	387,600	455,400	511,700	582,100	
29	389,500	456,800	513,300	586,400	
30	391,200	458,200	515,100	590,700	
31	392,900	459,500	516,900	594,100	
32	394,700	460,900	518,400	597,000	
33	396,400	462,300	519,800	599,500	
34	398,200	463,600	521,500	601,800	
35	399,800	465,000	523,300		
36	401,100	466,400	525,000		
37	402,500	467,700	526,500		
38	403,900	469,100	527,800		
39	405,300	470,400	529,100		
40	406,700	471,800	530,400		
41	408,200	473,200	531,400		
42	408,900	474,900	532,700		
43	409,500	476,500	534,000		
44	410,100	478,000	535,300		
45	410,900	479,600	536,300		
46	411,500	480,800	537,100		
47	412,100	481,900	537,900		
48	412,600	483,000	538,700		
49	413,100	484,000	539,600		
50	413,500	484,900	540,400		
51	414,000	485,800	541,200		
52	414,400	486,600	541,900		
53	414,800	487,300	542,700		
54	415,100	488,000	543,500		
55	415,400	488,700	544,200		
56	415,800	489,300	545,100		
57	416,100	489,900	546,000		
58	416,500	490,600	546,800		
59	416,800	491,200	547,700		
60	417,200	491,800	548,600		
61	417,600	492,100	549,400		
62	417,900	492,700	550,200		
63	418,200	493,300	551,000		
64	418,500	494,000	551,700		
65	418,800	494,400	552,500		
66		495,000	553,400		
67		495,700	554,300		
68		496,400	555,200		
69		496,800	556,000		
70		497,400	556,900		
71		498,000	557,800		
72		498,500	558,700		
73		499,000	559,500		
74		499,500	560,400		
75		500,000	561,300		
76		500,500	562,200		
77		500,900	563,000		
78		501,400			
79		501,800			
80		502,200			
81		502,700			
82		503,300			
83		503,800			
84		504,200			
85		504,700			
86		505,300			
87		505,900			
88		506,400			
89		506,900			
再任用	310,200	331,800	371,800	425,200	501,200

## 社会福祉法人同仁会医療職俸給表(二)

令和7年12月1日現在

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900			
87	296,300	323,600	361,400	380,500			
88	296,800	324,600	362,200	381,000			
89	297,200	325,500	362,800	381,300			
再任用	234,200	241,800	250,400	260,100	272,800	296,800	326,500